

## 教 育 委 員 会 定 例 会 会 議 録

### 1 日 時

平成31年3月7日(木)

開会 14時00分

閉会 15時04分

### 2 場 所

教育委員室

### 3 出席委員及び欠席委員の氏名

出席委員 廣田恵子教育長、森脇健夫委員、岩崎恭典委員、黒田美和委員  
原田佳子委員

### 4 出席職員

教育長 廣田恵子(再掲)

副教育長 木平芳定、次長(教職員担当)梅村和弘

次長(学校教育担当)宮路正弘、次長(育成支援・社会教育担当)森下宏也、

次長(研修担当)山本嘉

教育総務課 課長 榎屋眞

生徒指導課 課長 山口香、班長 風間泰人、課長補佐兼班長 泰弘人

指導主事 山本勇人

教育財務課 課長 藤森正也、課長補佐兼班長 小西広晃

保健体育課 課長 野垣内靖、主幹 奥山真司

総務企画課 課長 藤本典夫

教職員課 課長 早川巖、班長 大屋慎一、主幹 池山智之

子ども安全対策監 小林宏行

高校教育課 課長 徳田嘉美、班長 萬井洋、指導主事 水谷紀子

### 5 議案件名及び採択の結果

件 名	審議結果
議案第50号 三重県いじめ防止基本方針の改定について	原案可決
議案第53号 専決処分の承認について(平成30年度三重県 一般会計補正予算(第4号))	原案可決
議案第54号 平成32年度三重県立高等学校入学者選抜実施 方針(案)について	原案可決
議案第55号 「第2次三重県スポーツ推進計画(仮称)」最終案 について	原案可決

## 6 報告題件名

- 報告 1 教職員の資質能力向上支援事業の平成30年度実施結果及び平成31年度概要について
- 報告 2 スマートフォン等の使用に関する実態調査について

## 7 審議の概要

### ・開会宣言

廣田恵子教育長が開会を宣告する。

### ・会議成立の確認

全委員出席により会議が成立したことを確認する。

### ・前回審議事項（平成31年2月8日開催）の審議結果の確認

前回定例会の審議結果の内容を確認し、全委員が了承する。

### ・議事録署名人の指名

森脇委員を指名し、指名を了承する。

### ・会議の公開・非公開の別及び進行の確認

議案第54号は、公表前のため非公開で審議することを決定する。

会議の進行は、公開の議案第50号、53号及び55号を審議し、報告1、報告2の報告を受けた後、非公開の議案第54号を審議する順番とすることを決定する。

### ・審議事項

#### 議案第50号 三重県いじめ防止基本方針の改定について（公開）

（山口生徒指導課長提案）

議案第50号 三重県いじめ防止基本方針の改定について

三重県いじめ防止基本方針の改定について、別紙のとおり提案する。平成31年3月7日提出 三重県教育委員会教育長。

提案理由 三重県いじめ防止基本方針の改定については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第5号及び三重県教育委員会権限規則第1条第1号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

説明は、小林子ども安全対策監から行います。

（小林子ども安全対策監説明）

1ページをご覧ください。「1 2月8日以降の経過」は、千葉県野田市の虐待事案後、開催されました関係閣僚会議の内容を受けて、要保護児童等の情報の取扱いなど、新たなルールを国が設定することから、児童生徒のアンケート等から得た情報に関する取り扱いについて、国のルールをふまえ、改めて検討するとさせていただきました。

文部科学省及び厚生労働省等から、2月28日付で2つの文書、通知が出たところ  
です。

「2 国の通知における情報管理に関する主な内容」ですが、情報管理に関する主  
な内容としましては、1つ目の「○情報元の秘匿」というところで、学校及びその設  
置者が、保護者から情報元に関する開示の請求があった場合、保護者に伝えず、児童  
相談所等と連携しながら対応するというのが1つです。

2つ目は、保護者から威圧的な要求、暴力の行使等が予想される場合は、学校等は  
複数の教職員等で対応して、速やかに市町村、児童相談所等と連携をしながら対応を  
するというような通知の内容でありました。

この通知の中身をふまえて、今回、基本方針に2カ所、追記をしております。

別紙で方針をお示ししておりますが、1つ目は別紙の5ページです。「県が実施す  
るいじめ防止等に関する施策」のところの「いじめの早期発見のための措置」の中の  
「定期的な調査等」のところになります。ここに、これまで「各学校において、毎学  
期に1回以上のアンケート調査に加え、面談等を実施するとともに、アンケートの実  
施にあたっては、適切に児童生徒の声を把握できるよう回収方法等プライバシーに十  
分配慮するよう促す」というところまでは記載してありましたが、今回の新たなルー  
ルを受けまして、その後、アンダーラインのところ、その際、虐待が疑われる記  
載等があった場合は、市町等へ情報提供又は通告するとともに、保護者から情報元  
の開示の求めがあっても、情報元を保護者に伝えず、児童相談所等と連携しながら対応  
するということの周知徹底を図るとというのが県の役割ということで追記をしてお  
ります。

もう一カ所は、別紙では14ページから15ページにかけてですが、ここは学校が  
実施する施策になりまして、その「早期発見」の部分になりますが、もともと、ア  
ンダーラインまでのところは記載してありましたが、ここも先ほどと同様に、虐待が  
疑われる通報や相談があった場合は、市町等へ情報提供又は通告するとともに、保護  
者から情報元の開示の求めがあっても情報元を保護者に伝えず、児童相談所等と連携  
しながら対応するというようなことを追記をしております。

まず、虐待等があった場合は、市町や児相に通告、情報提供をするというのは、第  
一義的にあると思うのですが、その後、保護者から情報元の開示の求めがあった場合、  
保護者に伝えず、児相等と連携をしながら対応をするというようなことについて、徹  
底を図りたいというようなことで追記をしております。

2ページの「今後の対応方針」です。改定案については、2月に開催されました市  
町等教育長会議や県立学校の会議等で大体の概要はお示しをしているところですが、  
この追記した部分については、市町教育委員会、県立学校に対して通知して、周知徹  
底を図っていきたいと考えております。

説明は、以上です。よろしくお願いいたします。

#### 【質疑】

教育長

それでは、前回から継続審議になっておりました第50号についてでございますが、

いかがでしょうか。

岩崎委員

一連の報道と、その後、国がそれに対する対応ということで、虐待が疑われる保護者に情報開示をしてしまうこと自体がおかしなところであったので、ある意味、書かなくてもいいようなことではあるんですね、その子どものことを考えれば。

ただ、これを書かなければいけない今回のケースというのは、ちょっと不手際が目立ったというところがありますから、ここへ書いて子どもの安全、保護というものを徹底していくということに結果としてなったんだろうとは思いますが、その意味できっちり書いていただいたことを評価したいと思っています。

黒田委員

例えば、保護者から情報源に関する開示の請求があったとしても、保護者に伝えずという表現がいいのか、もしくは、いかなる事情があっても、その情報は開示しないというふうな表現がいいのか、どうなのでしょう。今だと、例えば、保護者以外にも兄弟の関係だったり、身内でも年齢差があったりとか、いろんな時代背景や家族背景があって、そこを保護者と限定してしまっているのかどうかというのを少し思ったのですが、いかがでしょうか。

子ども安全対策監

そのあたりについては、今回、国のほうから通知されました表現をもとに記載をしておりますので、そういったところに基づいて、今回、追記をしたということで、あまり大幅にずれて表現してしまうと、またその意図が違う方向に実施される可能性もあるかと思っておりますので、今回は国の通知に基づいて表現させていただいたところです。

原田委員

表現としては大きくずれてはいけませんが、ある程度のずれがいいのなら、小さなことですが、保護者等とするとか、そういったぐらいのことでも、黒田委員のおっしゃった部分は補っていいのではないかと思います、いかがでしょうか。

子ども安全対策監

保護者「等」ですね。

黒田委員

前回は原田委員おっしゃったように、一番守るべき対象は子どもですね。その子どもの安全を守るためには、どうすべきかという視点で考えていくと、そういうところに私は感じているのですが。

子ども安全対策監

わかりました。その部分について、「等」という表現を入れて修正を。

岩崎委員

結果、どうかというのは検討したほうが良いとは思いますが。

ただ、変な話、すごく今回のケースを想定していったら、保護者が開示を求めてきても伝えないという意志を伝えていることから言えば、「等」とすると、ちょっとぼやけてしまう感じですね。

黒田委員

もともと、保護者があって、ありますよね、なんか保護者だったら開示していいと

いう、保護者の何かが。

岩崎委員

当然そうなんです、ただ、言い方としては、児相なんかと連携しながら対応することに意味があるということですね。そこを手順を確認したということなんです。

子ども安全対策監

今回の通知、そのまま読ませていただくと、学校設置者においては、保護者から情報元に関する開示の求めがあった場合は、情報元を保護者に伝えないこととするとともに、児童相談所等と連携しながら対応することというような表現になっておりますね。保護者等という表現ではなく、国のほうは保護者と。

森脇委員

今度、逆の話ですが、いくら善意であってもだめだということですよ。つまり、その開示情報を得ることによって、親が、より虐待するという話では全然なくて、やっぱり自分の反省に使用するか、やった行為に対して反省するというようなことも含めてアウトだという話ですね。

つまり、この通知の意図は、プライバシーの保護、そういう基本原則だというふうに理解してよろしいですか。

子ども安全対策監

そうですね。保護者がどういう意図をもって開示をしてくるというのは、おそらくなかなか読み取れないと思いますので、保護者が自分が反省をするために見せてほしいんだというように言葉で言ったとしても、その真意はなかなか読み取りにくいのかなと思いますので、そういったところでは、例外的にという話ではないかとは思っています。

木平副教育長

補足でよろしいですか。資料の6ページを見ていただきますと、前回の審議でも見えていたのですが、「(ウ) 個人情報の保護」という項目がございます。ここでいじめに関する通報、相談を受けた者は、いじめに関する通報又は相談を行った者の個人情報を適切に保護するというので、これは、いじめ防止条例の規定をいずれもきちっとやったかなということ。

前回の審議でもそうだったのですが、今回の事案については、いじめという範疇、それから、今回は虐待ということですが、特に、おっしゃっていただいたように、児童相談所なりの関係で保護者との関係というのを、この(ウ)でも、一定、入るわけですが、特に今回の事案の重大性に鑑みて、特にこの(ア)のところ、虐待が疑われる記載について、保護者ということをきちんと定義をさせていただいたということ、それ以外の部分についても、適切に保護するというのは、括弧のところ、既に記載をしているかということですので、そういうふうなことでご理解いただきたいと思っています。

教育長

よろしいですか。

## 【採決】

－全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。－

### ・審議事項

#### 議案第53号 専決処分の承認について（平成30年度三重県一般会計補正予算（第4号））（公開）

（藤森教育財務課長説明）

議案第53号 専決処分の承認について（平成30年度三重県一般会計補正予算（第4号））

平成31年2月21日急施を要したため、別紙のとおり平成30年度三重県一般会計補正予算（第4号）に係る意見聴取について専決処分したので、これを報告し承認を求める。平成31年3月7日提出 三重県教育委員会教育長。

提案理由 平成30年度三重県一般会計補正予算（第4号）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、知事から意見を求められたが、急施を要したため、三重県教育委員会教育長事務専決規則第3条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第2項によりこれを教育委員会に報告して承認を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

おめぐりいただきまして、2月21日付で原案に同意をする文書でございます。その裏が2月19日付で、知事から教育長に対して意見聴取をされた文書でございます。

それでは、今回の補正予算についてご説明を申し上げます。1ページをご覧ください。今回の補正は、いわゆる「最終補正」と言われるものでございまして、この表では、教育費のうち、教育委員会関係分の補正額を項別に記載をしております。

一番下の合計の欄でございますが、補正額12億5,497万5千円の減額となっております。

補正予算の主な内訳につきましては、次の2ページをご覧ください。一番上の項目、教職員退職手当につきましては、退職手当の再算定によりまして、5億7,295万4千円の減額でございます。

高校生等教育費負担軽減事業費につきましては、高校生等奨学給付金等の実績見込みの精査によりまして、4,059万4千円の減額でございます。

その下は、人件費が続きます。事務局人件費、小学校人件費、中学校人件費、高等学校人件費、それぞれ人件費の再算定によりまして、事務局人件費につきましては、6,173万4千円の増額でございますが、それ以下は、それぞれの減額でございますが、小学校人件費は1億5,368万5千円、中学校人件費は4,296万9千円、高等学校人件費は8,948万円の減額でございます。

その下、校舎その他建築費につきましては、入札差金による工事請負費等の減額によりまして、7,303万1千円の減額でございます。

特別支援学校施設建築費も同じく入札差金等、工事請負費等の減額で4,996万9千円の減額でございます。

社会教育費の受託発掘調査事業費につきましては、国及び中日本高速道路株式会社

からの受託事業の減によりまして、5,489万5千円の減額です。

最後、平成30年度全国高等学校総合体育大会開催事業費は、競技種目別大会運営費の実績見込みによる負担金等の減額によりまして、3,630万6千円の減額でございます。

なお、最終補正での繰越明許費の計上は、最終的にございませんでした。

#### 【質疑】

教育長

議案第53号については、いかがでしょうか。

#### 【採決】

－全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。－

#### ・審議事項

議案第55号 「第2次三重県スポーツ推進計画（仮称）」最終案について（公開）  
（野垣保健体育課長説明）

議案第55号 「第2次三重県スポーツ推進計画（仮称）」最終案について

「第2次三重県スポーツ推進計画（仮称）」最終案について、別紙のとおり提案する。平成31年3月7日提出 三重県教育委員会教育長。

提案理由 「第2次三重県スポーツ推進計画（仮称）」最終案については、スポーツ基本法第10条第2項の規定により、知事から意見を求められたので提示する必要がある。

なお、このことは三重県教育委員会権限委任規則第1条第20号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

1ページをご覧ください。「第2次三重県スポーツ推進計画（仮称）」最終案について、知事からの意見照会に対し、原案に同意する旨の回答案になっております。

2ページが、知事からの照会文書でございます。

計画案の説明は、国体全国障がい者スポーツ大会局総務企画課の藤本課長より行いますので、よろしくお願いたします。

（藤本総務企画課長説明）

日ごろは、三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催に向けまして、ご理解、ご協力をいただいておりますことを改めてお礼を申し上げます。

それでは、資料をご覧ください。「第2次三重県スポーツ推進計画（仮称）」最終案でございます。まず、そもそも、この計画を作成するに当たっての背景でございますが、今、三重県ではスポーツ推進計画をつくって、これまでさまざまな取り組みを進めてまいりました。その計画が、今回、今年度末までの計画期間となっていることから、4月以降、来年度以降の三重県のスポーツのあり方について、今後、方針等を定めていく必要があるということで、今回、この計画を策定することとなりました。

計画の期間としましては、来年度から2022年度までの4年間にしたいと考えて

おります。

全体の構成は、今の計画と同じように、3章構成ということで、第1章では全体の概要、第2章ではメインとなる具体の取り組みを、第3章では進行管理について記載をしております。

今回の計画の特徴でございますが、3点あると捉えております。1点目は、2年後に迫ってまいりました「三重とこわか国体・とこわか大会」の成功に向けての取組ということで、特にこの両大会に向けては、県民の皆さんが「する・見る・支える」というさまざまな形で関わっていただきたいということで、今現在、開催準備を進めております。これに向けて着実に取組を進めていきたいということが1点目。

それと、合わせて三重とこわか国体では、天皇杯、皇后杯の獲得を目指し、なおかつ、国体が終わった後も、そのレガシーとして競技力を維持していけるようにしたいというのが1点目でございます。

2点目は、障がい者スポーツの裾野の拡大でございます。東京パラリンピックを控えて、障がい者スポーツに今現在、スポットが当たっている状況でございます。本県においても、ちょうど1年前、ボッチャの国際大会を誘致するなど、障がい者スポーツについて、しっかり取り組んでいる状況でございます。

今回、三重とこわか大会を開催することで、より一層、障がい者のスポーツを充実させて、障がいのある方々がスポーツに取り組む機会の充実を図っていきたいと考えています。

3点目は、大規模大会のレガシーの継承というところでございます。2年後にあります「三重とこわか国体・三重とこわか大会」等の大規模大会を開催し、そこで得られた有形・無形のレガシーを、それ以降のスポーツの推進に引き継いでいきたいと考えております。

続きまして、裏面をご覧ください。全体構成となります。今回、策定するに当たっては、現在のスポーツ推進計画で残された課題へしっかり対応していく必要があるということ。それから、この4年間でスポーツを取り巻く環境が大きく変わったということで、その環境の変化に対応していくということ。それから、先ほど申しましたレガシーを継承するという、この3点を策定の方針と捉え、これまで計画の案をつくってまいりました。

メインのところ、この真ん中の図になります。第1章では計画の特徴や計画期間を記載をしております。第2章として、施策別の取組概要ということで、7つの柱立てを行い、それぞれの推進施策ごとに具体の取組を、このように記載をしております。

先ほど申しました特徴に関連するものにつきましては、下線を引いてございます。「3 競技力の向上」、「4 障がい者によるスポーツ活動の推進」、それから、レガシーということで、7のところで大規模大会のレガシーの継承を進めていきたいと考えています。

第3章では、「計画の実現に向けて」ということで、進行管理をしっかりしていくというふうに考えております。これらの計画を進めていくことで、最終的には県民力を結集した元気な三重の実現を図っていきたいと考えております。

その後は、具体の最終案ということでお示しをさせていただいておりますが、時間



の関係上、具体の説明は省略させていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

【質疑】

教育長

議案第55号については、いかがでしょうか。

岩崎委員

前回の第1次の計画をベースにした、今回の第2次のスポーツ計画、推進計画なので、スポーツ推進計画の残された課題への対応というところで、前回計画を振り返って、残された課題が出ているというのは、本文の1ページから3ページというところでいいのでしょうか。

総務企画課長

おっしゃったとおりでございます、各施策ごとに今の計画で取り組んできたものを分析し、成果と課題について記述をしております。その中では、例えば施策1、特に学校での体力向上ということで、教育委員会で取り組んできておりますので、今回、平成30年度の数値目標に掲げました数値が目標を達成しているということで、着実な成果が見られると。

ただ、一方で、学校現場だけではなく、家庭、保護者等へのスポーツの推進を図っていく必要があるという課題についても記述をしています。同じような形で各施策ごとに成果と課題について分析をしているところです。

岩崎委員

こういう形で競技力であるとか、障がい者のスポーツというような話を、あと、レガシーを生かしていかなければならないというような話でやっていけばいくほど、教育委員会ですから、学校だとか地域のスポーツクラブの話が、本当はそこでまとめていかなければいけない話のはずですが、それが障がい者競技スポーツみたいな感じでわれていくような気がするんですね。レガシーを生かすことも非常に大切ですが、地域におけるスポーツ活動の推進であるとか、これが施策の2ですが、これが例えば施策の1の子どもの体力向上とスポーツ活動の充実に、それから施策5とか、地域の総合型のスポーツクラブとか、そういうもので、より裾野が広がっていくんだというような点にも注意をしておかなければいけないのかなという気はしています。どうしてもそれぞれの施策を進めていくということになってしまっていて、それをもっと地域に根づかせると。特に子どもたちをどう育てるかというので、地域に根づかせることからいうと、それぞれの施策の連関を地域で図っていくんだ、そういう仕組みが必要だということは、別に本文になくてもいいのですが、やはりノートしておく必要があるのかなというふうに思っていました。

総務企画課長

この計画の案をつくるに当たりましては、三重県のスポーツ推進審議会でご議論いただきましたが、やはり委員の方々からも計画をつくって終わりではなくて、これをいかに実現させていくのか、その実現にあたっては、関係する団体や学校はもちろんのこと、その地域でスポーツをされている方も含めて、この施策上は分類をする必要

がございますので施策で分けますが、最後の目指す姿を実現するためには、全員が一緒に取り組んでいく必要があるということは、委員の方々からもご意見をいただいていますので、実際のこの計画をつくった後のあかつきには、それらの意見をふまえて取り組んでいきたいと思っております。ありがとうございます。

原田委員

教育の現場として、体力の向上が数値が上がったことや、去年のインターハイが成功裏に収まったこと、それもこのスポーツ計画をずっと進めてこられたご尽力の賜だと思っております。

小さなお願いといえますか、自分の経験をもとに、私、前回の総合教育会議でも発言させていただいたのですが、まず1つ、うちの子どもが小学校のとき、車椅子ラグビーの選手が体育館に来たと。その体験をもとに、もう高校生なんですが、今でも車椅子ラグビーを見るたびに、すごく迫力があつたよという話をしています。

なかなか車椅子ラグビーというと、ちょっと各学校へというと難しいところがあると思うんですが、前回の総合教育会議でお話した、もう一つの実体験は、昨年、学校訪問に行かせていただいた特別支援学校で、ボッチャを体験したんですが、非常に身近ですし、運動が苦手な子でも、わりと取り組みやすいスポーツだなということを体験したので、今の岩崎委員のおっしゃったことも受けてですが、障がい者のスポーツを推進するだけではなくて、子どもの体育の授業にボッチャを例えば取組として入れてみると、そこで共生していくという形で取り組んでいけるのではないかと私はずっと思っていますので、せっかく今日、お越しいただいて、昨年、全国大会もあったということですので、少しそういったことも教育現場へボッチャをぜひというように思っています。

総務企画課長

ありがとうございます。ボッチャに関していいますと、先月、県議会の議員の方々も一度やってみようということで、やってみて本当に難しくない、おもしろいという、健常者も障がい者も共に取り組みやすいという競技で、いろんな議員の方々も気づいていただきました。

ちょうど私どもの部局は、国体を開催するというところで、国体で開催される競技は、一般的な我々がテレビ等で目にする競技以外にも、非常におもしろい競技とか迫力のある競技がございますので、できるだけ多くの県民の方々にそういうところを見に行っていていただく、あるいは体験してもらおうということで、今現在は広報に力を入れていますが、そういうところではまさにボッチャの体験ができたりとか、スーパーでのPRでは、そういうこともできるようにしておりますので、先ほどいただいた意見も参考にしながら、あらゆるところで感じてもらえるような取組を進めていきたいと思っています。

原田委員

ぜひ、タイアップして障がい者スポーツを多く広めていけたらいいなと思っております。

教育長

よろしいでしょうか。

## 【採決】

－全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。－

### ・審議事項

#### 報告1 教職員の資質能力向上支援事業の平成30年度実施結果及び平成31年度概要について (公開)

(早川教職員課長説明)

報告1 教職員の資質能力向上支援事業の平成30年度実施結果及び平成31年度概要について

教職員の資質能力向上支援事業の平成30年度実施結果及び平成31年度概要について、別紙のとおり報告する。平成31年3月7日提出 三重県教育委員会事務局 教職員課長。

まず、お手元の資料の2ページをご覧ください。資質向上支援事業となっておりますが、内容は、指導が不適切な教員への対応ということでございます。平成15年度に指導力不足教員の対応に関する要項を定め、不適切である教諭の支援の取り組みを始めているところです。

その後、法の改正があり、これを踏まえ、21年3月、新たに要綱を定め、この要綱を現在も運用しているところです。

制度の概要につきましては、不適切である教員とは、学習指導、生徒指導、学級経営にかかる指導力、教育公務員としての資質に課題を持つ者で、児童生徒に対する教育への期待に応えられないため、支援その他の措置を要する教員と定めております。

認定の手続きについては、校長が度重なる指導によっても改善が見られず、なお、指導が不適切であると考えられる場合、具体的指導、観察記録をつくり、当該教員からの聴き取り、その他の事実確認を行ったうえで、県教委、市教委等に報告し、これをもって本人等の聴き取りをもとに、弁護士、学識経験者などで構成する「指導改善研修審査委員会」を開催し、その意見を聴き、不適切である教員の認定を行うことで判断をします。

研修が必要な場合は、所属校及び総合教育センター等で、原則1年の研修を実施し、その結果をもとに現場復帰、研修期間の延長等の枠組みを考えております。

1ページにお戻りください。30年度については、教員2名、小学校教諭1名、小学校栄養教諭1名の研修を行いました。その内容でございますが、30年度に受講したこの2名につきまして、1月28日の指導改善研修審査委員会で審議し、そのうち、31日の指導改善研修判定委員会において、次のア・イのとおりとさせていただきます。1人目のアは、20代女性教諭でございます。この者は、昨年度に引き続き、2年目の研修ということでございますが、認定を解除し、指導を伴う勤務に復帰させます。当該教員は、学習指導、生徒指導、社会性において、一定の研修の効果がみられ、認定は解除させていただきますが、なお、まだ改善の工夫などに課題が残っていることから、先ほどのとおり、一定の指導を行う勤務ということで、学校には帰っていただくということでございます。

2人目は、小学校栄養教諭でございます。この者は、指導が不適切である教員の認定を解除せず、退職を勧告するというところでございます。この者につきましては、課題に向き合うことができず、改善が見られない状況であることから、この措置とさせていただきます。

次に、31年度の概要でございます。31年度は、市町等教育委員会から報告がありました小学校教員1名について、先ほどと同じく指導改善研修審査委員会、それから、指導改善研修判定委員会において審査し、来年31年度、総合教育センターで1年間、校外指導改善研修を受けさせるという措置を決定したところです。

今後の対応についてですが、認定を解除した教員につきましては、市教育委員会及び所属校の校長と連携し、円滑な復帰を支援していきたいと考えております。

また、このたび、新たに指導が不適切である教員に認定した者については、課題に応じたプログラムを策定のうえ、31年4月から1年間、総合教育センターを中心に研修を実施してまいりたいと考えております。

#### 【質疑】

教育長

それでは、報告1について、いかがでしょうか。

森脇委員

このケースは、おそらく数が少ないことでも、かなり特別な状況じゃないかと思うんですが、全体として、ここにまでは至らないけれども、かなり指導力不足が疑われるような教員というのは、増えているんですか、減っているんですかというのを聞きたいと思っています。

教職員課長

増減というのは、なかなか把握しにくいところではございますが、ここに至る前に、やはりちょっと指導力が足りないということもあって、フォローアップ研修というのがございまして、その受講をしている者も年間、何名かございます。来年も複数名の予定をしているところでございます。ここまでは至らないけれどもという教員は、確かに何名かいるところでございます。

森脇委員

その数はどのぐらいですか。

池山主幹

来年、6名の予定ということでお聞きしております。もしかしたら数字は変わっているかもしれません。

森脇委員

そういうレベルですか。100名とか、そういうのではなくて、そうですか。

池山主幹

大体一桁、6名とか8名とか、そういう。

山本次長

フォローアップ研修は、今年度8名、来年度も今、報告させていただいたように、6名程度というような状況です。

教育長

ほかにいかがでしょうか。

—全委員が本報告を了承する—

#### ・審議事項

### 報告2 スマートフォン等の使用に関する実態調査について (公開)

(山口生徒指導課長説明)

報告2 スマートフォン等の使用に関する実態調査について

スマートフォン等の使用に関する実態調査について、別紙のとおり報告する。平成31年3月7日提出 三重県教育委員会事務局 生徒指導課長。

お手元の資料の1ページでございます。平成30年度に調査をいたしましたスマートフォン等の使用に関する実態調査の結果について報告をいたします。まず、「1 調査について」でございます。本調査は、昨年度、実施いたしました調査において把握をできませんでした児童生徒のネットトラブルの実態や、学校の取組等を把握し、今後、児童生徒がトラブルに巻き込まれないための取組を推進するため実施をしたものでございます。

調査は、29市町から小中学校各1校、県立高等学校10校の児童生徒11,292人を対象にいたしました。

続きまして、「2 調査内容及び主な調査結果」でございます。調査内容につきましては、下の(1)に示してございますが、※のあるものにつきましては、本年度の調査で新規に調査をした項目でございます。

内容といたしまして、児童生徒への調査として、スマートフォン等の所持率やネットトラブル等の状況、ネット依存の傾向などを、学校への調査といたしまして、学校が対応したスマートフォン等の使用に係る生徒指導上の課題等について調査をいたしました。

主な調査結果につきましては、資料の1ページの下の(2)のところからでございます。まず、児童生徒への調査においては、①小学生、対象は4年生5年生6年生となっていますが、小学生のスマートフォンの所持率が、昨年度の調査と比べまして、50.3%から39.3%に減少をしております。これは小学生の所持率は、中学生、高校生に比べまして、学校間の差が非常に大きい状況があり、調査対象校を変更したことによるものと考えております。中高生の所持率については、変わりがございません。

次に、資料2ページでございます。②スマートフォン等の使用時間について、平日と休日の使用時間、及び平日に学習で使用する時間を調べました。学習がある日にスマホを1日に2時間以上使用している生徒の割合は、昨年度に比べ減少しています。また、学習に使用している割合は、小学生29.3%、中学生67.3%、高校生83.4%となっており、約半数の児童生徒の使用時間が30分未満となっています。

③ネットトラブル等の状況でございます。ネットトラブルにあった、又はあいそうになったということや、困ったことがあると答えた児童生徒は、小学生7.7%、中学

生13.5%、高校生13.6%でした。メールやメッセージのやり取りが終わらず、寝不足や勉強に集中できなくなったであるとか、メールやメッセージなどのやり取りが原因で友達とけんかになったというのが、全ての校種で最も多くなっています。

続きまして、④ネット依存の傾向についてでございます。このネット依存の傾向につきましては、他県の同様の調査では用いられているピッツバーグ大学のキンバリー・ヤング博士の作成しましたインターネット依存を自己評定する尺度8項目というものをいたしました。この8項目のうち、5項目以上に該当する場合、ネット依存傾向にあるとしており、3ページの上の今回の調査では、これに相当する児童生徒は、小学生2.4%、中学生4.4%、高校生3.8%でした。

次に、資料3ページ、中ほどからの学校への調査でございます。学校への調査からは、まず、「①各学校におけるスマホの使用に係る生徒指導上の課題」といたしまして、小中学校ではいじめの問題への対応が、高校では画像や動画の投稿・掲載に係る問題や対応が最も多いことがわかりました。

また、「②児童生徒への指導、保護者への啓発、教職員の研修」についてでございますが、保護者への啓発は、校種が上がるにつれて減少していること。教職員の研修は、いずれの校種でも半数に満たないことがわかりました。

こうした学校の取組と、児童生徒のスマートフォン等の使用の実態の関係を見たものが、次の4ページの3でございます。児童生徒への指導と保護者への啓発の両方を実施している学校においては、スマートフォンを2時間以上使用している割合や、ネットトラブルに遭った割合が、そうでない学校に比べて低いという結果が見られました。

今回の調査をふまえての今後の取組といたしましては、資料4ページ、3のところでございますように、(1)ネットいじめや不適切な画像の投稿等への具体的な対応に係る対応事例を追加作成をいたしまして、インターネットトラブル対応事例集に加え、各学校に配付するとともに、研修会でその内容、活用法を周知して、教職員の指導力の向上を図ります。

さらに、(2)でございますが、各学校で児童生徒の実態をふまえた効果的な指導ができるよう、「みえネットスキルアップサポート」や保護者向けの「ネット啓発講座」の資料をホームページに掲載し、どの学校の教職員もこれらの講座を実施できるよう、研修会等を通じて広げてまいりたいと考えています。

加えて、(3)児童生徒の主体的な取組については、メールやメッセージのやり取りが終わらず、寝不足や勉強に集中できず困っている児童生徒がいることから、児童会や生徒会が中心となって、スマートフォンの適切な使用に係るルールづくりに取り組むといった児童生徒の主体的な活動を推進していきたいと考えてございます。

#### 【質疑】

教育長

報告2については、いかがでしょうか。

森脇委員

おそらく大阪で小学生にスマホを持たせるという方向性が出てから、文科大臣もそ

ういう方向性等を認めるというような発言をしていたと思うのですが、三重県としては、その方向性については、まだ、あまり考えていないのですか。

生徒指導課長

教育委員会としましては、文部科学省も1年かけて21年通知を見直していくということは聞いておまして、それがあつたものということは前提としながらも、実際に子どもたちが学校にスマートフォンを持ち込んだ場合に、起こりうる課題というのはいろいろあると思います。

例えば、大阪のガイドラインの素案では、持ってきたら基本的に子どもが管理をすると書いてあつたんですが、例えば、そういったスマートフォンは高価なものですし、そういったものの破損であるとか、盗難であるとか、どんなふうにして子どもたちに管理させるのかということであつたりとか、あるいは、持ち込むということで、時間的に子どもたちがスマホに触れている時間は長くなりますので、それが今回の調査にもありましたが、依存を助長するのではないかと。そういった懸念があるということは想像しています。

また、今回の調査でも各学校によって所持率に小学校は特に大きな差があるということがわかりまして、そういった市町や学校によって状況も異なるということをおまえ、市町の教育委員会と連携しながら検討していく必要があるのではないかと考えています。

岩崎委員

ネット依存の傾向の5項目以上該当したら、依存傾向があるという話ですが、8項目、3ページにあるうちの一番下の問題や絶望的な気持ち、罪悪感、不安、落ち込みなどから逃れるためにネットを使うって、ほとんど薬物中毒のような世界ですが、これを高校生は10%選んでいるんですね。これはすごく衝撃的かなと思つたりしたのですが、例えば、これを何とかせないかんというようなことが啓発資料の中に何か書いてあるんですか。

生徒指導課長

依存というところまでは、まだ切り込んで。長時間の使用を制限するためのルールづくりであつたりとか、自分たちでルールを考えましょうというようなところは、積極的にもしているところですが。

岩崎委員

絶望的な気持ちから逃れるために使うというのが10%いるというのは、何とかせなまずいなという感じはしますよね。それじゃ、まだこれからというところになるんですね。わかりました。

原田委員

岩崎委員のご意見を受けてですが、私は少し身近に高校生がいるので、衝撃的ではなく、こうやって思つて使つているだろうなというところを垣間見るときもあります。そこには楽しい動画があつたりとか、やはり日ごろのストレスを、テレビを観ているのとはほぼ変わらない感覚で、こういう言葉にしてしまうと、非常に重たいですが、心にモヤモヤしたものがあつたときに、それがよく夜間、ウォーキングをするみたいな健全な行動に出る子も、ごく少数いるかもしれませんが、楽しいものに逃げ場という

か、心の解放を求めている高校生がいると思います。

今、文章的に携帯とかスマートフォンは禁止ではないですよ。健全な使い方をいかに子どもに伝えていくかというところにしっかりとシェアを持っていかないと、私たちにとっても非常に便利なものは、子どもたちもそうですし、時としてネットトラブル、LINEで子どもにいじめという方向性ももちろんありますが、反面、学校では友達に相談できないことが、LINEではうち解けてできるんだと言った子もいます。

なので、そのこともふまえて、禁止とかだめなものという、あまりネガティブキャンペーンではなくて、健全な使い方というのをしっかり教育委員会としていかないと、今の時代にそぐわないんじゃないかと思います。

黒田委員

つまらないことですが、今、ふと思ったのが、若い子って音楽をスマホで聴いているじゃないですか。その時間もここに入っているんですかね。

今、原田委員の話のいろいろ聞いていて、どっちかという、ネガティブなほうよりも、使用方法というか、どんなときにあなたはスマホをどんなふうにご利用していますかということってありましたか。

生徒指導課長

昨年の29年度に行いました調査で、携帯の使用状況というのを調査をしております。その中で、例えば高校生ですと、最も多かったのがLINEです。音楽等のダウンロードというのが、高校生は昨年度の調査で42.4%、複数回答オッケーなものですけれども。小中高と昨年度の調査の傾向を見ますと、小学生、中学生は、受身といいますか、動画を視聴したりというのが多いんですが、年齢が上がるにつれて発進型の利用が。高校生ですと、インスタグラムが、去年初めてとったんですが、47%ありましたので、そういうふうな使い方をしているというところまではつかんでいます。音楽を聴いている時間というのは、去年の調査では、ダウンロードは取っていますが。

黒田委員

今の子たちってテレビ見なくって、すぐにYouTubeで情報を取ったりとかいうのを聞くと、本当に使い方が私たちが想像する使い方と違うものになっているんだろうなと思って、参考になりました。

教育長

あと、いかがでしょうか。よろしいですか。

—全委員が本報告を了承する—

#### ・審議事項

議案第54号 平成32年度三重県立高等学校入学者選抜実施方針（案）について

（非公開）

高校教育課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。